

事 務 連 絡
平成 2 5 年 5 月 1 5 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公立大学法人・学校法人事務局
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局
各公私立高等専門学校事務局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
大学を設置する各学校設置会社の学校担当事務局

御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

「学校において予防すべき感染症の解説」の送付について

学校における感染症対策については、平成24年12月14日付け事務連絡において、「学校において予防すべき感染症の解説（案）」としてお示ししたところですが、今般、最終版が完成しましたので、改めて御連絡いたします。（文部科学省ホームページにも掲載いたします。）

主な改正点については、以下のとおりです。

本書を踏まえ、各学校において感染症対策が適切に行われるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれましては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校を含む。）に対して、都道府県私立学校主管課におかれましては所轄の学校（専修学校を含む。）に対して、それぞれ周知くださるようお願いいたします。

記

（主な改正点）

- ・ 麻しんに関する特定感染症予防指針の改正について（麻しんワクチン追加接種の終了等）
- ・ 予防接種法改正に関する事項について（新たにH i b感染症、小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症を定期的予防接種の対象としたこと）
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）における感染症類型の変更について

（文部科学省ホームページ）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1334054.htm

（本件照会先）文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課保健指導係
TEL : 03-5253-4111(代) (内線 2918)